

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月23日 条例第12号	愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月23日 条例第12号
目次	目次
第1章 省略	第1章 省略
第2章 <u>動物の所有者又は占有者の遵守事項等（第7条 第9条）</u>	第2章 <u>動物の適正な飼養及び保管</u> 第1節 <u>動物の所有者又は占有者の遵守事項等（第7条 第9条）</u> 第2節 <u>危険な動物の飼養又は保管の許可等（第10条 第18条）</u>
第3章 <u>動物の治療、譲渡等（第10条 第12条）</u>	第2章の2 <u>動物の治療、譲渡等（第18条の2 第18条の4）</u>
第4章 <u>緊急時の措置等（第13条 第18条）</u>	第3章 <u>緊急時の措置等（第19条 第24条）</u>
第5章 <u>雑則（第19条 第23条）</u>	第4章 <u>雑則（第25条 第29条）</u>
第6章 <u>罰則（第24条 第27条）</u>	第5章 <u>罰則（第30条 第33条）</u>
附則 （定義）	附則 （定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(4) 省略	(1)～(4) 省略
(5) <u>特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する特定動物をいう。</u>	(5) <u>危険な動物 ライオン、わし、わにその他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるものとして規則で定める動物をいう。</u>
(6) 省略	(6) 省略
第2章 <u>動物の所有者又は占有者の遵守事項等</u>	第2章 <u>動物の適正な飼養及び保管</u> 第1節 <u>動物の所有者又は占有者の遵守事項等</u> 第2節 <u>危険な動物の飼養又は保管の許可等</u> <u>（飼養の許可等）</u>
	第10条 <u>危険な動物を飼養し、又は保管しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。</u>

新	旧
	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が危険な動物を飼養し、又は保管する場合その他規則で定める場合にあっては、危険な動物を飼養し、又は保管しようとする者は、同項の許可に代えて、あらかじめ知事に協議し、その同意を得なければならない。当該同意を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>(許可の申請)</u></p> <p>第11条 <u>前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に飼養施設の構造及び規模を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>危険な動物の種類及び数</u></p> <p>(3) <u>飼養又は保管の目的</u></p> <p>(4) <u>飼養施設の所在地</u></p> <p>(5) <u>飼養施設の構造、規模及び数</u></p> <p>(6) <u>飼養作業に従事する者の氏名及び住所</u></p> <p>(7) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p><u>(許可の基準及び条件)</u></p> <p>第12条 <u>知事は、前条の申請書の提出があった場合において、申請者及び飼養作業に従事する者が、危険な動物を適正に飼養し、又は保管することができ、かつ、規則で定める基準(以下「施設基準」という。)に適合する飼養施設を使用すると認めるときでなければ、第10条第1項の許可をしてはならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、第10条第1項の許可をするときは、危険な動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>(変更の許可)</u></p> <p>第13条 <u>第10条第1項の許可を受けた者(以下「許可飼養者」という。)は、次に掲げる場合には、あらかじめ知事の許可を受けな</u></p>

新	旧
	<p><u>なければならない。</u></p> <p>(1) <u>危険な動物が繁殖した場合において、繁殖した日から危険な動物の種類ごとに規則で定める期間を超えてこれを引き続き飼養し、又は保管しようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に定める場合を除くほか、飼養施設において飼養し、又は保管する危険な動物の種類又は数を変更しようとする場合。ただし、許可に係る危険な動物と同一種類で、かつ、同一数以内において変更しようとする場合で、規則で定めるときを除く。</u></p> <p>(3) <u>飼養施設の構造、規模又は数を変更しようとする場合</u></p> <p>(4) <u>飼養作業に従事する者を変更しようとする場合</u></p> <p>(5) <u>その他規則で定める事項を変更しようとする場合</u></p> <p>2 <u>前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>繁殖又は変更に係る事項</u></p> <p>(3) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>前条の規定は、第1項の許可について準用する。</u></p> <p><u>(変更等の届出)</u></p> <p>第14条 <u>許可飼養者は、前条第1項第2号ただし書に該当する変更をしようとするときは、当該変更に係る事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>許可飼養者は、危険な動物が繁殖したとき、危険な動物の飼養を廃止したとき、又は規則で定める事項を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u></p> <p>第15条 <u>危険な動物の所有者又は占有者は、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>危険な動物の習性、生理、生態等に応じた適正な飼養又は</u></p>

新	旧
	<p><u>保管を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 飼養施設を定期的に点検するとともに、非常用の器材を備え、これを整備しておくこと。</u></p> <p><u>(3) 地震、火災等の災害の場合における危険な動物の脱出の防止その他必要な措置を定めておくこと。</u></p> <p><u>(施設基準適合義務)</u></p> <p><u>第16条 許可飼養者は、その許可に係る飼養施設を施設基準に適合するよう維持しなければならない。</u></p> <p><u>(飼養施設内での飼養)</u></p> <p><u>第17条 危険な動物の所有者又は占有者は、危険な動物を飼養施設(許可飼養者にあつては、その許可に係る飼養施設)内で、外部と隔絶して飼養し、又は保管しなければならない。ただし、次に掲げる場合で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 危険な動物を興行、展示、競技その他これらに類する目的で使用する場合</u></p> <p><u>(2) その他規則で定める場合</u></p> <p><u>(許可の取消し)</u></p> <p><u>第18条 知事は、許可飼養者又はその許可に係る飼養作業に従事する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 第7条第9号、第15条、第16条、次条第1項又は第22条の規定に違反し、危険な動物が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>(2) 危険な動物を適正に飼養し、又は保管することができないと認められるに至った場合</u></p> <p><u>(3) 不正の手段により第10条第1項又は第13条第1項の許可を受けた場合</u></p> <p><u>(4) 第12条第2項(第13条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により付した条件に違反した場合</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第3章 動物の治療、譲渡等 (負傷動物の収容後の措置等)</p> <p>第10条 知事は、<u>法第35条第1項</u> (同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により犬若しくはねこを引き取った場合において当該犬若しくはねこが疾病にかかり、若しくは負傷しているとき、又は<u>法第36条第2項</u>の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、必要に応じて治療の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>法第35条第1項</u>の規定により引き取り、又は<u>法第36条第2項</u>の規定により収容した犬、ねこ等の動物が前項の措置を講じてもなお状態の回復等の見込みがないと認めるときは、同項及び次条の規定にかかわらず、当該犬、ねこ等の動物を処分することができる。 (公示及び処分)</p> <p>第11条 知事は、<u>法第35条第2項</u>において準用する同条第1項の規定により犬若しくはねこを引き取ったとき、又は<u>法第36条第2項</u>の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、その旨を規則で定めるところにより、2日間公示するものとする。</p> <p>2 <u>法第35条第2項</u>において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ又は<u>法第36条第2項</u>の規定により収容された犬、ねこ等の動物の所有者又は占有者は、前項の公示期間満了後1日以内に、当該犬、ねこ等の動物を引き取らなければならない。</p> <p>3 省略 (譲渡)</p> <p>第12条 知事は、<u>法第35条第1項</u>の規定により引き取った犬若</p>	<p>(5) <u>第13条第1項</u>、<u>前条</u>又は<u>第21条第1項</u>の規定に違反した場合</p> <p>(6) <u>第24条第3項</u>又は<u>第4項</u>の規定による命令に違反した場合</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 動物の治療、譲渡等 (負傷動物の収容後の措置等)</p> <p>第18条の2 知事は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により犬若しくはねこを引き取った場合において当該犬若しくはねこが疾病にかかり、若しくは負傷しているとき、又は<u>法第19条第2項</u>の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、必要に応じて治療の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>法第18条第1項</u>の規定により引き取り、又は<u>法第19条第2項</u>の規定により収容した犬、ねこ等の動物が前項の措置を講じてもなお状態の回復等の見込みがないと認めるときは、同項及び次条の規定にかかわらず、当該犬、ねこ等の動物を処分することができる。 (公示及び処分)</p> <p>第18条の3 知事は、<u>法第18条第2項</u>において準用する同条第1項の規定により犬若しくはねこを引き取ったとき、又は<u>法第19条第2項</u>の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、その旨を規則で定めるところにより、2日間公示するものとする。</p> <p>2 <u>法第18条第2項</u>において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ又は<u>法第19条第2項</u>の規定により収容された犬、ねこ等の動物の所有者又は占有者は、前項の公示期間満了後1日以内に、当該犬、ねこ等の動物を引き取らなければならない。</p> <p>3 省略 (譲渡)</p> <p>第18条の4 知事は、<u>法第18条第1項</u>の規定により引き取った犬若</p>

新	旧
<p>しくはねこ又は前条の規定により処分することができることとなった犬、ねこ等の動物を、その飼養を希望する者で適正に飼養することができるものと認めるもの（実験等の用に供することを目的とする者を除く。）に譲渡することができる。</p>	<p>しくはねこ又は前条の規定により処分することができることとなった犬、ねこ等の動物を、その飼養を希望する者で適正に飼養することができるものと認めるもの（実験等の用に供することを目的とする者を除く。）に譲渡することができる。</p>
<p>第4章 緊急時の措置等 （緊急時の措置）</p>	<p>第3章 緊急時の措置等 （緊急時の措置）</p>
<p>第13条 特定動物その他の人の生命、身体又は財産に対し害を加えるおそれのある動物（以下「特定動物等」という。）の所有者又は占有者は、特定動物等が飼養施設から逸走したときは、直ちに知事、警察官その他の関係機関にその旨を通報するとともに、自ら当該特定動物等の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p>	<p>第19条 危険な動物その他の人の生命、身体又は財産に対し害を加えるおそれのある動物（以下「危険な動物等」という。）の所有者又は占有者は、危険な動物等が飼養施設から逸走したときは、直ちに知事、警察官その他の関係機関にその旨を通報するとともに、自ら当該危険な動物等の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p>
<p>2 知事は、前項の通報があった場合又は所有者若しくは占有者が直ちに判明しない特定動物等が飼養施設から逸走した場合で、当該特定動物等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その職員に、麻酔銃等を使用して当該特定動物等を捕獲し、及び収容し、又は殺処分させることができる。</p>	<p>2 知事は、前項の通報があった場合又は所有者若しくは占有者が直ちに判明しない危険な動物等が飼養施設から逸走した場合で、当該危険な動物等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その職員に、麻酔銃等を使用して当該危険な動物等を捕獲し、及び収容し、又は殺処分させることができる。</p>
<p>3 省略 （準用）</p>	<p>3 省略 （準用）</p>
<p>第14条 第11条の規定は、前条第2項又は第3項の規定により特定動物等又は野犬等を収容した場合について準用する。この場合において、第11条の見出し中「公示」とあるのは「公示等」と、同条第1項中「その旨を」とあるのは「所有者又は占有者の知れているものについてはその所有者又は占有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者又は占有者の知れていないものについてはその旨を、」と、同条第2項中「法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ又は法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等の動物」とあるのは「前条第2項又は第3項の規定により収容された特定</p>	<p>第20条 第18条の3の規定は、前条第2項又は第3項の規定により危険な動物等又は野犬等を収容した場合について準用する。この場合において、第18条の3の見出し中「公示」とあるのは「公示等」と、同条第1項中「その旨を」とあるのは「所有者又は占有者の知れているものについてはその所有者又は占有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者又は占有者の知れていないものについてはその旨を、」と、同条第2項中「法第18条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ又は法第19条第2項の規定により収容された犬、ねこ等の動物」とあるのは「前条第2項又は第3項の規定により収容された危険</p>

新	旧
<p><u>動物等</u> 又は野犬等」と、「前項の」とあるのは「前項の通知が到着した後又は同項の」と、「当該犬、ねこ等の動物」とあるのは「<u>当該特定動物等</u> 又は野犬等」と、同条第3項中「犬、ねこ等の動物」とあるのは「<u>特定動物等</u> 又は野犬等」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>な動物等</u>又は野犬等」と、「前項の」とあるのは「前項の通知が到着した後又は同項の」と、「当該犬、ねこ等の動物」とあるのは「<u>当該危険な動物等</u>又は野犬等」と、同条第3項中「犬、ねこ等の動物」とあるのは「<u>危険な動物等</u>又は野犬等」と読み替えるものとする。</p>
<p>(事故時の措置)</p>	<p>(事故時の措置)</p>
<p>第15条 <u>特定動物等</u> 又は犬の所有者又は占有者は、その飼養し、又は保管する<u>特定動物等</u> 又は犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに適切な応急措置を講ずるとともに、その旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>第21条 <u>危険な動物等</u>又は犬の所有者又は占有者は、その飼養し、又は保管する<u>危険な動物等</u>又は犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに適切な応急措置を講ずるとともに、その旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p>
<p>2 犬にかまれた者は、遅滞なく、知事にその旨を通報しなければならない。</p>	<p>2 犬にかまれた者は、遅滞なく、知事にその旨を通報しなければならない。</p>
<p>(災害時の措置)</p>	<p>(災害時の措置)</p>
<p>第16条 <u>特定動物の所有者又は占有者は、地震、火災等の災害の場合における特定動物の脱出の防止その他必要な措置を定めておかなければならない。</u></p>	<p>第22条</p>
<p>2 <u>特定動物</u> の所有者又は占有者は、地震、火災等の災害が発生したときは、<u>前項</u> の措置を適切に実施し、<u>特定動物</u> による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p>	<p><u>危険な動物</u>の所有者又は占有者は、地震、火災等の災害が発生したときは、<u>第15条第3号</u>の措置を適切に実施し、<u>危険な動物</u>による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p>
<p>第17条 省略</p>	<p>第23条 省略</p>
<p>(措置命令等)</p>	<p>(措置命令等)</p>
<p>第18条 知事は、動物（<u>特定動物</u> を除く。）の所有者又は占有者が第7条第9号、<u>第13条第1項</u>又は<u>第15条第1項</u>の規定に違反していると認めるときは、当該所有者又は占有者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。</p>	<p>第24条 知事は、動物（<u>危険な動物</u>を除く。）の所有者又は占有者が第7条第9号、<u>第19条第1項</u>又は<u>第21条第1項</u>の規定に違反していると認めるときは、当該所有者又は占有者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
	<p>3 知事は、許可飼養者が第12条第2項の規定により付した条件又は<u>第13条第1項</u>若しくは<u>第16条</u>の規定に違反していると認めると</p>

新	旧
<p>3 知事は、<u>特定動物</u>の所有者又は占有者が<u>第13条第1項、第15条第1項</u>若しくは<u>第16条</u>の規定に違反していると認めるとき、又は<u>特定動物</u>が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該所有者又は占有者に対し<u>次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる</u></p> <p>(1) <u>特定飼養施設（法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。以下同じ。）を修理し、改造し、又は整備すること。</u></p> <p>(2) <u>特定飼養施設の全部又は一部を使用しないこと。</u></p> <p>(3) <u>その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な対策を講ずること。</u></p> <p>第5章 雑則 (報告の徴収及び立入調査等)</p> <p>第19条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、動物の所有者若しくは占有者に対し必要な事項について報告を求め、又はその職員に、飼養施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養若しくは保管に関し、飼養施設その他の物件を調査させ、資料を提出させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 省略 (動物愛護管理員)</p> <p>第20条 法第34条第1項の規定に基づき、<u>法第24条第1項又は法第33条第1項</u>の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため</p>	<p><u>きは、当該許可飼養者に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>飼養施設を修理し、改造し、又は整備すること。</u></p> <p>(2) <u>飼養施設の全部又は一部を使用しないこと。</u></p> <p>(3) <u>その他危険な動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な対策を講ずること。</u></p> <p>4 知事は、<u>危険な動物</u>の所有者又は占有者が<u>第7条第9号、第15条、第17条、第19条第1項、第21条第1項</u>若しくは<u>第22条</u>の規定に違反していると認めるとき、又は<u>危険な動物</u>が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該所有者又は占有者に対し<u>前項各号に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる</u>。</p> <p>第4章 雑則 (報告の徴収及び立入調査等)</p> <p>第25条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、動物の所有者若しくは占有者に対し必要な事項について報告を求め、又はその職員に、飼養施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養若しくは保管に関し、飼養施設その他の物件を調査させ、資料を提出させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 省略 (動物愛護管理員)</p> <p>第26条 法第17条第1項の規定に基づき、<u>法第13条第1項</u>の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため</p>





新	旧		
<p>第25条 第9条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(2) 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(3) 第19条第1項の規定による報告の徴収に対し報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p> <p>別表(第21条関係)</p>	<p>受けた者</p> <p>(2) 第10条第1項の許可を受けないで危険な動物を飼養し、又は保管した者</p> <p>(3) 第12条第2項の規定により付した条件に違反した者</p> <p>(4) 第13条第1項の許可を受けないで、繁殖した危険な動物を飼養し、若しくは保管し、又は飼養し、若しくは保管する危険な動物の種類若しくは数、飼養施設の構造、規模若しくは数若しくは危険な動物の飼養作業に従事する者を変更した者</p> <p>(5) 第17条の規定に違反して危険な動物を飼養し、又は保管した許可飼養者</p> <p>(6) 第24条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者</p> <p>第31条 第9条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第21条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(3) 第24条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(4) 第25条第1項の規定による報告の徴収に対し報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="168 1390 719 1436">1 法第10条第1項の規定に基づく</td> <td data-bbox="719 1390 1077 1436">1件につき 15,000円</td> </tr> </table>	1 法第10条第1項の規定に基づく	1件につき 15,000円	
1 法第10条第1項の規定に基づく	1件につき 15,000円		

新		旧
<u>動物取扱業の登録の申請に対する審査</u>		
2 <u>法第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録に関する登録証の再交付</u>	1件につき 2,000円	
3 <u>法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の更新の登録の申請に対する審査</u>	1件につき 10,000円	
4 <u>法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修</u>	1件につき 2,000円	
5 <u>法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査</u>	1件につき 15,000円	
6 <u>法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可に関する許可証の再交付</u>	1件につき 2,000円	
7 <u>法第28条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査</u>	1件につき 10,000円	
8 <u>第10条第1項の規定により治療の措置を講じられた動物の返還</u>	1頭、1匹又は1羽につき 3,800円	